

の下、研究運営委員会での議論等を経て、調整の上で取りまとめ、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。

- (7) 責任機関は、研究期間終了後、速やかに各参画機関からの成果報告書を取りまとめ、調整の上、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。提出された成果報告書は、文部科学省から科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会（以下「評価部会」という。）に報告する。

評価部会は、成果報告書をもとに事後評価を行う。評価に当たっては、必要に応じて研究代表者等からヒアリングを行うこととする。なお、成果報告書及び評価部会による評価結果は、文部科学省が公表するとともに、文部科学省から総合科学技術会議に報告する。

- (8) ここに定めるもののほか、業務の実施に当たっては、文部科学省の指示に従うこととする。

(別表1)

費目の内容

目 名	内 容
(国の機関の場合)	
①非常勤職員手当	・ 非常勤として採用する者（教員、研究員等）に対する手当
②諸謝金	・ 研究運営委員会等の会議出席に対する謝金 ・ 外部協力者の講演、原稿の執筆協力等に対する謝金 (ただし、研究実施者は除く)
③試験研究旅費	・ 常勤職員の国内出張（調査、実験、研究集会への出席等）に係る旅費
④外国旅費	・ 常勤職員の外国出張（調査、実験、研究集会への出席等）に係る旅費
⑤委員等旅費	・ 研究運営委員会等の会議出席に係る旅費
⑥外国技術者等招へい旅費	・ 外国人研究者の招へいに係る旅費
⑦招へい外国人滞在費	・ 招へい外国人研究者の滞在に係る経費
⑧外来研究員等旅費	・ 非常勤職員の国内及び外国出張に係る経費 ・ 外部有識者の試験研究等（調査、実験）に係る旅費
⑨国有特許外国出願費	・ 研究成果として得られた国有特許の外国出願に係る経費
⑩試験研究費	・ 試験研究等の実施に係る経費 ・ 研究運営委員会等の会議開催のための経費 ・ 国内での特許出願に係る経費 ・ 非常勤職員に係る社会保険料等
(国の機関以外の場合)	
⑪科学技術総合研究委託費	a 設備備品費（取得価格が10万円以上、かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工事器具備品、製造又は改良並びにその据付等に要する費用。） b 試作品費（試作する装置に要する費用。） c 人件費（委託業務に従事するものの人件費で、業務担当職員、補助者、社会保険料事業主負担分の3つに区分される。なお、国から交付金等で職員分の人件費を負担している機関については、職員分の人件費の計上は認めない。）

	<p>d 業務実施費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費 ・ 国内旅費：国内での出張に係る経費 ・ 外国旅費：外国へのお出張に係る経費 ・ 外国人等招へい旅費：外国からの研究者等の招へいに係る往復航空賃、滞在地においてかかる経費（交通費、宿泊費、日当、空港使用料等） ・ 諸謝金：研究運営委員会等の外部委員に対する委員会への出席謝金。講演、原稿の執筆等に対する謝金 ・ 会議開催費：研究運営委員会等の委員会開催（会場借料、通信費、会議用資料印刷費）に係る経費 ・ 通信運搬費：研究上必要な物品の運搬、データの送信等通信に係る経費 ・ 印刷製本費：パンフレット等の印刷、製本に係る経費 ・ 借損料：物品等の借損及び使用料に係る経費 ・ 雑役務費：データ分析、人材派遣等の役務の提供（外注）に係る経費 ・ 消費税相当額：人件費（通勤費を除く）の額、諸謝金の額、外国旅費及び外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額等の5%に相当する額を計上 <p>e 間接経費（直接経費の30%）</p>
--	---

注1) 国の機関の場合、上記①から⑩までに要する経費（直接経費）の30%に相当する額については、間接経費として、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要となる経費の態様に応じた費目に使用することができる。

注2) 原則として、施設に係る経費に直接経費は充当しないものとする。